○文部科学省告示第百七十四号

学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第百五十条第三号の規定に基づき、学校教育法施行規則第百五十条第三号の専修学校の高等課程等を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十三年十二月二十二日

文部科学大臣　中川　正春

学校教育法施行規則第百五十条第三号の専修学校の高等課程等を定める告示の一部を改正する告示

学校教育法施行規則第百五十条第三号の専修学校の高等課程等を定める告示（平成十七年文部科学省告示第百六十七号）の一部を次のように改正する。

表二青森中央文化専門学校服飾高等課程ファッション・クリエーター科の項の前に次のように加える。

青森中央文化専門学校服飾高等課程トータルファッション科	平成二十三年四月一日

表二青森中央文化専門学校服飾高等課程服飾科の項中「平成十三年四月一日」の下に「（平成二十三年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）」を加える。

表五アザミ服装専門学校高等課程洋裁科の項中「平成二年三月一日」の下に「（平成二十三年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）」を加える。

表七専修学校東日本高等学院文化教養高等課程教養科の項中「平成十五年三月一日」の下に「（平成二十三年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）」を加え、同表みなかわ文化専門学校高等課程被服技術情報科の項の次に次のように加える。

有朋高等学院文化教養高等課程教養科	平成二十三年四月一日

表九国際自動車・ビューティ専門学校商業実務高等課程情報経理科の項及び国際自動車・ビューティ専門学校商業実務高等課程ファッションビジネス科の項中「平成十九年四月一日」の下に「（平成二十三年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）」を加え、同表北光家政専門学校家政高等課程家政科の項中「昭和六十一年三月一日」の下に「（平成六年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）」を加え、同項の次に次のように加える。

北光家政専門学校服飾・家政高等課程家政科	平成六年四月一日（平成二十三年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）

表十群馬調理マイスター専門学校衛生高等課程高等調理科の項中「平成十九年三月一日」の下に「（平成二十三年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）」を加える。

表十一西武文理大学附属調理師専門学校衛生高等課程調理師科の項中「平成十三年四月一日」の下に「（平成二十三年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）」を加える。

表十三国際パティシエ調理師専門学校製菓高等課程製菓衛生師科の項の次に次のように加える。

国際パティシエ調理師専門学校調理師科	平成二十六年三月一日

表十三国際ビジネス専門学校高等課程グローバルビジネス科の項中「平成二十一年三月一日」の下に「（平成二十三年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）」を加え、同表石神井服飾専門学校服飾高等課程服飾学科の項中「昭和六十一年三月一日」の下に「（平成二十三年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）」を加え、同表中央工学校工業高等課程建築技能情報科の項中「平成三年三月一日」の下に「（平成二十二年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）」を加え、同表町田家政福祉高等専修学校社会福祉高等課程介護福祉科の項中「平成十六年四月一日」の下に「（平成二十三年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）」を加える。

表二十一藤枝実務高等専修学校高等課程商業科の項の次に次のように加える。

富士コンピュータ専門学校高等課程商業科	平成二十六年三月一日

表二十三中部生活技術専門学校家政高等課程家政科の項及び中部生活技術専門学校家政高等課程ビジネス科の項中「平成二年三月一日」の下に「（平成二十三年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）」を加え、同表中部調理製菓専門学校衛生高等課程調理科の項の次に次のように加える。

中部ライテクビジネス専門学校家政高等課程家政科	平成二十三年四月一日
中部ライテクビジネス専門学校家政高等課程ビジネス科	平成二十三年四月一日

表二十六大阪情報コンピュータ専門学校情報処理高等課程情報処理技術科の項の次に次のように加える。

大阪スクールオブミュージック高等専修学校文化・教養高等課程総合音楽科（昼間部）	平成二十四年三月一日
大阪スクールオブミュージック高等専修学校文化・教養高等課程総合音楽科（夜間部）	平成二十四年三月一日

表二十六大阪スクールオブミュージック専門学校文化・教養高等課程総合音楽科の項中「平成十八年三月一日」の下に「（平成二十三年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）」を加え、同表すみれ文化服装専門学校家政高等課程服装学科の項の次に次のように加える。

専修学校クラーク高等学院天王寺校商業実務高等課程国際総合学科	平成二十四年三月一日

表二十六天王寺経理専門学校経理高等課程ＯＡ情報システム科の項及び天王寺経理専門学校文化・教養高等課程グラフィックデザイン科の項中「平成十八年四月一日」の下に「（平成二十三年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）」を加える。

表二十七甲英学院国際ビジネス高等専修学校商業実務高等課程国際ビジネス学科の項中「平成四年三月一日」の下に「（平成二十三年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）」を加え、同表専修学校クラーク高等学院芦屋校商業実務高等課程国際マネージメント科の項中「平成十九年四月一日」の下に「（平成二十三年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）」を加え、同表専修学校クラーク高等学院芦屋校商業実務高等課程情報ビジネス科の項中「平成十九年四月一日」の下に「（平成二十三年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）」を加え、同項の次に次のように加える。

専修学校クラーク高等学院芦屋校商業実務高等課程総合学科	平成二十三年四月一日
専修学校西宮甲英高等学院商業実務高等課程国際ビジネス学科	平成二十三年四月一日

表三十二小井手学園広島ファッションビジネス専門学校家政高等課程ファッションビジネス科の項中「平成四年四月一日」の下に「（平成二十三年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）」を加え、同項の次に次のように加える。

小井出ファッションビューティ専門学校家政高等課程ファッションビジネス科	平成二十三年四月一日

表四十一熊本社会福祉専門学校社会福祉高等課程社会福祉科の項中「平成十五年三月一日」の下に「（平成二十三年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）」を加える。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。